

# 法人実効税率関係資料

# 1. 政府税制調査会(2/13)配付資料

平成25年12月12日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

法人実効税率のあり方について検討を行った。わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

世界経済フォーラム年次会議冒頭演説（抄）  
～新しい日本から、新しいビジョン～  
平成 26 年 1 月 22 日 スイス・ダボス、コンGRES・ホール

（和文）

法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません。

法人税率を、今年の 4 月から、2.4%引き下げます。

企業がためたキャッシュを設備投資、研究開発、賃金引上げへ振り向かせるため、異次元の税制措置を断行します。

本年、さらなる法人税改革に着手いたします。

（英文）

We must also make the tax system for companies internationally competitive.

We will reduce the corporate tax rate by 2.4% from April this year.

We will also encourage companies to use the cash they have gathered towards capital investment, R&D, and raises in workers' salaries.

To do this, we will put tax incentives into place in a way completely different from before.

This year, we will set about further reform on corporate tax.

## 第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）

平成 26 年 1 月 24 日

（好循環実現国会）

企業の収益を、雇用の拡大や所得の上昇につなげる。それが、消費の増加を通じて、更なる景気回復につながる。「経済の好循環」なくして、デフレ脱却はありません。

政府、労働界、経済界が、一致協力して、賃金の上昇、非正規雇用労働者のキャリアアップなど、具体的な取組を進めていく。政労使で、その認識を共有いたしました。

経済再生に向けた「チーム・ジャパン」。みんなで頑張れば、必ず実現できる。その自信を持って、政府も、規制改革を始め成長戦略を進化させ、力強く踏み出します。

国家戦略特区が、三月中に具体的な地域を指定し、動き出します。容積率規制や病床規制など長年実現しなかった規制緩和を行います。企業実証特例制度も今月からスタート。フロンティアに挑む企業には、あらゆる障害を取り除き、チャンスを広げます。設備投資減税や研究開発減税も拡充し、チャレンジ精神を持って新たな市場に踏み出す企業を応援してまいります。

利益を従業員に還元する企業を応援する税制を拡充します。復興財源を確保した上で、来年度から、復興特別法人税を廃止し、法人実効税率を二・四％引き下げます。キャリアアップ助成金を拡充し、正規雇用労働者へのステップアップを促進してまいります。

この国会に問われているのは、「経済の好循環」の実現です。景気回復の実感を、全国津々浦々にまで、皆さん、届けようではありませんか。

平成 26 年 1 月 29 日 衆・本会議 安倍総理大臣ご答弁（抜粋）

今回の税制改正に盛り込んだ生産性向上につながる設備投資減税の創設及び、研究開発税制や所得拡大促進税制の大幅な拡充などは、企業がためたキャッシュを企業の競争力強化や賃金引上げへ振り向かせるための次元の異なる対応であると考えております。

## 平成 26 年 1 月 31 日 衆・予算委 塩崎恭久議員の質問に対する安倍総理大臣ご答弁(抜粋)

(塩崎 恭久議員)

ダボスでのスピーチでは、もう何度も引用されていますけれども、国際相場に照らして競争的なものにするということと、本年、さらなる法人税改革に着手いたしますということでありました。誰しもが法人実効税率を引き下げるんだな、その決意だなというふうにとったと思います。それから、一方で、与党の税制改正大綱や成長戦略進化のための今後の検討方針など、あるいは、麻生大臣が諮問会議でお出しになったペーパーなどでは、やはり、政策税制の抜本の見直しを含めた課税ベースの拡大、そして他の税目での増収ということで、税収を考えた上での減税ということをおっしゃって、レベニュー・ニュートラルということなんだろうというふうに思います。

それに対して総理は、1 月 20 日に諮問会議で、法人税の議論に、レベニュー・ニュートラルの考え方にこだわらないというふうにとれる御発言をされておりましたし、諸外国で、減税をしたけれども、何年かにわたって見れば税収がふえているじゃないかということもあるので、実例を検証しろ、こういうふうに指示をされたというふうに聞いているわけであります。

私も、いつも税調で何年も議論をしていて、よく単年度の減収額というので政策を判断していますけれども、これで本当にいいんですかということは何度も言ったことがあります。やはり、ある程度モデル的な、複数年度にわたってダイナミックに、スタティックというか、静的にじゃなくて動的に物事を考えて、その政策効果をどうするのかということをやすべきじゃないかというふうに私としては主張してまいりましたけれども、まさにそういうことではないかなというふうに思います。

そこで、総理に御質問は、今申し上げたような趣旨で、レベニュー・ニュートラルに必ずしもこだわらずに外国の例なども検証してみろということをおっしゃったのかどうか、あるいは、民間議員の皆さんは 20% 台ということを行っているわけですが、そういった方向について考えていらっしゃるのかとい

うことについて、少し、いろいろな意見がありますので、この法人実効税率の引き下げ問題について、改めてその肝を聞かせていただきたいと思います。

(安倍総理大臣)

昨日の諮問会議の特区の部会において、竹中委員から、ダボスにおいてキャメロン首相が法人税の実効税率を20%にしますと言ったときに大変どよめきがあったという紹介をされました。同時に、イギリスは20%消費税というもの、軽減税率がどんとありますが、を持っているのも事実であります。この法人課税の改革については、与党でも議論をいただいているところではありますが、政策効果もしっかりと検証していただく。また、課税ベースの拡大や他税目での増収策の検討といった論点が示されているところではありますが、日本経済の活性化のためには、産業構造も含めた大きな議論が必要であります。そういう議論を行い、グローバル経済の中での競争等も考えながら法人課税のあり方を検討していくことは重要と考えております。

本年、さらなる法人税改革に着手したい、こう考えているところではありますが、先般の諮問会議においては、いわば、ある程度のスパンをやはり見ながら、実際どうだったかという検証もしてみる必要があるだろうと。いわば、法人税率を引き下げていくと、本当に、ある程度の期間においては、ファクトとして税収が伸びているのかどうか、それを行った国等の検証をこれはやっていく必要があるだろう。私も、雲をつかむような話でただ下げろというわけではなくて、アカデミックなアプローチでしっかりとその検証を行っていただきたい。そういう中において、もし、その検証していく中において、そういう政策的効果ということであれば、今までのレベニュー・ニュートラルという考え方とは別に、もうちょっとダイナミックなアプローチがあるのではないかという趣旨の話をしたところでございまして、法人課税については、こういう幅広い論点について議論を行っていく必要があると考えているわけですが、財務大臣とも相談して、政府税制調査会において、専門的観点から、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて、来月にも検討を開始させたいと考えているところであります。



法人課税ディスカッショングループの開催について（案）

- 今後、『法人課税』についての議論をより効率的に行うため、総会の下に『法人課税ディスカッショングループ（以下、法人課税DGという。）』を開催する。
- 法人課税DGにおいては、必要に応じて外部有識者からのヒアリングや事務局からの説明を聴取し、委員及び特別委員間で意見表明・意見交換等を行う。
- 法人課税DGでの議論の様子は総会に報告され、総会ではこれを基に審議を行う。
- 各委員の希望を踏まえ参加する者を決定することとする。また、各DGには座長を置き、座長が議事を整理する。
- 法人課税DGにおいて想定される具体的なテーマ等は、以下のとおり。
  - 想定される議題、テーマ
    - ・ 法人実効税率のあり方
    - ・ 課税ベースのあり方
    - ・ 政策効果の検証
    - ・ 他の税目との関係 等
  - 開催日程
    - ・ 第1回 3月上旬【P】

## 2. 經濟財政諮問會議(2／20) 配付資料

## 今後の経済財政運営について

平成 26 年 2 月 20 日

伊藤 元重

小林 喜光

佐々木 則夫

高橋 進

## 1. 民間の経済予測

消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減<sup>1</sup>後、2014 年 7-9 月期には成長経路に戻るとの民間予測。ただし、民間の中期的<sup>2</sup>な成長率予測は実質 1.2%にとどまっている。

消費者物価上昇率は、明確にプラスに転じたものの、物価安定目標(2%)に達すると民間予測にはなっていない。足元で注目すべきは、需給ギャップの縮小を背景にサービス等の一般的な物価がプラスに転じている点。これにより、生鮮食品・エネルギーを除く CPI コアコアは小幅ながらプラスに転じている。

## 2. 今年から来年にかけての経済財政運営のポイント

(経済財政運営)

- 消費税率引上げ後の早期の成長経路復帰に向け、政府は予算の執行状況をしっかり検証しつつ、25 年度補正・26 年度本予算を迅速に執行すべき。
- 米国テーパリングや新興国市場の不安定化などが我が国経済に与える影響等、種々のリスクへの対処を常に念頭に置くべき。

(財政・金融政策の判断)

- 「中期財政計画」に沿って 2015 年度の PB 赤字半減目標を達成すべき。
- 年末の消費税率引上げ(8%→10%)の判断は極めて重要であり、万全の備えを整えておくべき。その際、金融政策の役割は重要。

(成長戦略の強化)

- 法人税・エネルギー・労働法制といった課題については、法人実効税率の 25%への引下げ、安価で安定的なエネルギー供給、多様な正社員の普及・拡大など雇用改革、などの成長を確信させる強いコミットメントが必要。
- さらに、アベノミクスを中長期の成長に結びつけていくため、人口減少への対処、安定した投資の拡大などについて並行して検討を進める。

(将来期待の改善)

- 去年はアベノミクスによりデフレ予想が修正された。
- 今年は、①足元だけでなく今後も給与が改善していくという期待、②(キャピタルゲインも含め)社会保障の持続可能性の改善による安心効果など、引き続き期待に働きかけることで経済の好循環を確立し、中長期の成長につなげていく必要。

<sup>1</sup> 民間予測では、駆け込み需要及びその反動減の大きさは、四半期ベースでそれぞれ 1 兆円前後の規模になると想定されている。

<sup>2</sup> 2015～2019 年度平均。

# 法人税率引下げと税収について (説明資料)

平成26年2月20日

伊藤 元重  
小林 喜光  
佐々木 則夫  
高橋 進

## 1. 法人税率25%の実現に向けた考え方

- 法人税改革は、マクロ経済運営全体という大きな枠組みの中で考えるべき。
- 先ずはデフレ脱却を果たし、強い経済に向けた体質改善を合わせて行うことにより、法人税収増を実現すべき。
- 法人税率については、こうしたアベノミクスの成果による増収の還元等によって、25%の水準に引き下げていくべき。

## 2. 法人税率の引下げと税収との関係

法人税率を引き下げた場合であっても、法人税収が増える場合があるのは、以下の三つの理由が考えられる。

- ① 成長  
減税の効果を含め、経済成長により課税所得が増える場合。
- ② GDPに占める法人所得の上昇  
勤労所得から法人所得へのシフト(「法人成り」)など、法人所得比率が変化する場合。
- ③ 課税ベース拡大  
税制改正によって課税ベースが拡大(租特の廃止等の増収措置)する場合。また、制度が不変であっても繰越欠損金の減少等に伴い黒字法人が増加する場合。

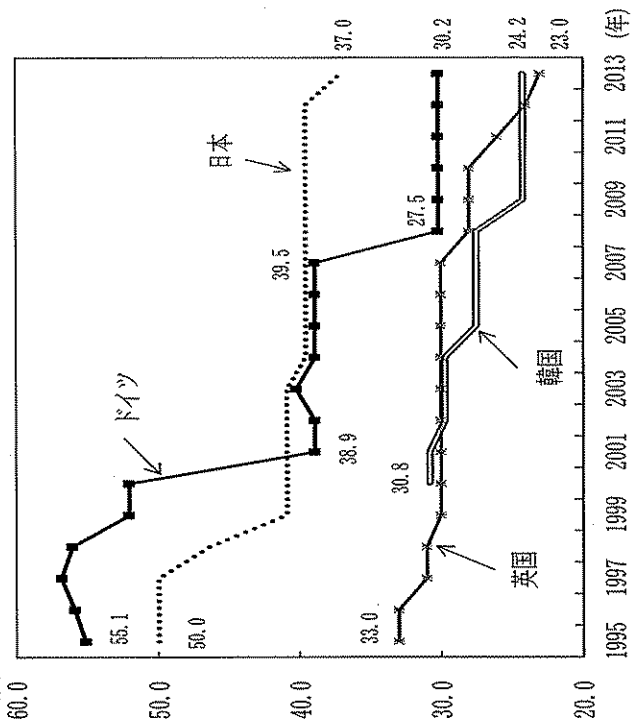
# 3. 法人税率を下げても税収が上昇した国での背景分析

法人税収の変化を、名目GDP、課税ベース、課税ベース、法人所得比率、実効税率の要因に分解すると、

- ・英国 : 成長要因と制度改正等による課税ベースの拡大が寄与。
- ・ドイツ : 制度改正等による課税ベース拡大が寄与。
- ・韓国 : 成長要因が大きく寄与。法人所得比率の上昇も寄与(自営業者所得の伸びよりも法人企業所得の伸びが高い)。

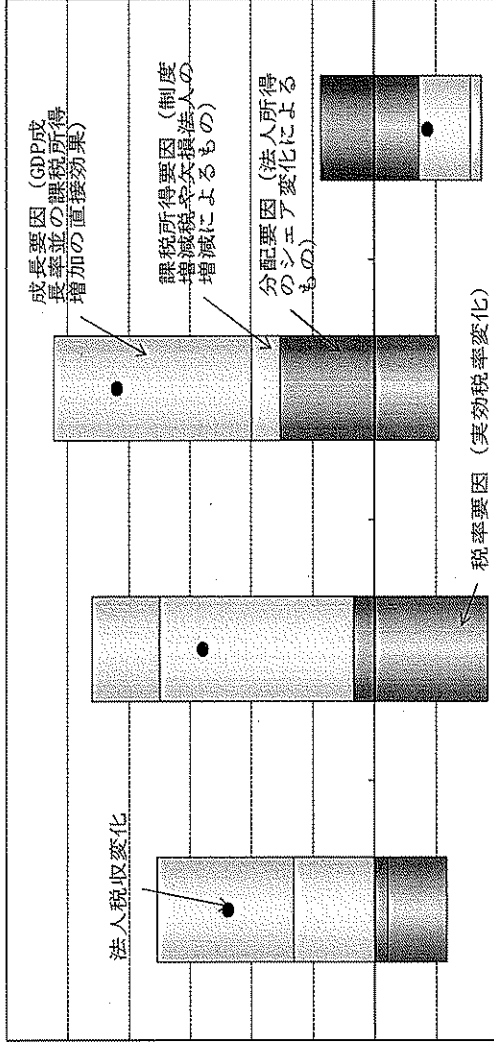
(日本 : デフレが大きく影響し、成長要因がマイナスであることが最大の違い。)  
 欠損法人増加による課税ベース縮小もマイナスに寄与。

実効法人税率の推移 (1995~2013年)



	英国	ドイツ	韓国	日本
税収変化	▲4.8%	▲5.6%	▲8.4%	▲1.7%
GDP変化	▲4.5%	▲2.2%	▲6.5%	▲0.4%
税率変化幅	▲9.0%pt	▲24.9%pt	▲6.6%pt	▲10.4%pt

法人税収変化率の要因分解 (年平均変化、%)



英国 (1995~2012) ドイツ (1995~2012) 韓国 (2000~2012) 日本 (1995~2011)

(備考) 1. OECD National Accounts, OECD Tax Data Base, 内閣府「国民経済計算」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」により作成。要因分解の対象期間は一ヶ月単位により異なり、各国名の横に記載。  
 2. 分解式は、法人税収 = 実効税率 \* (課税所得 / 法人所得) \* GDP。同式を対数変換し、階差から年平均変化率への寄与に分解している。なお、課税所得は、税収を実効税率で除して求めた値。法人所得は、金融及び非金融法人の営業余剰(粗)と財産所得の受払差として定義。  
 3. 分配要因が変化するのは、所得税対象の自営業営業余剰や雇業者報酬から法人税対象の法人所得へのシフト、家計受取の配当から内部留保へのシフト等。

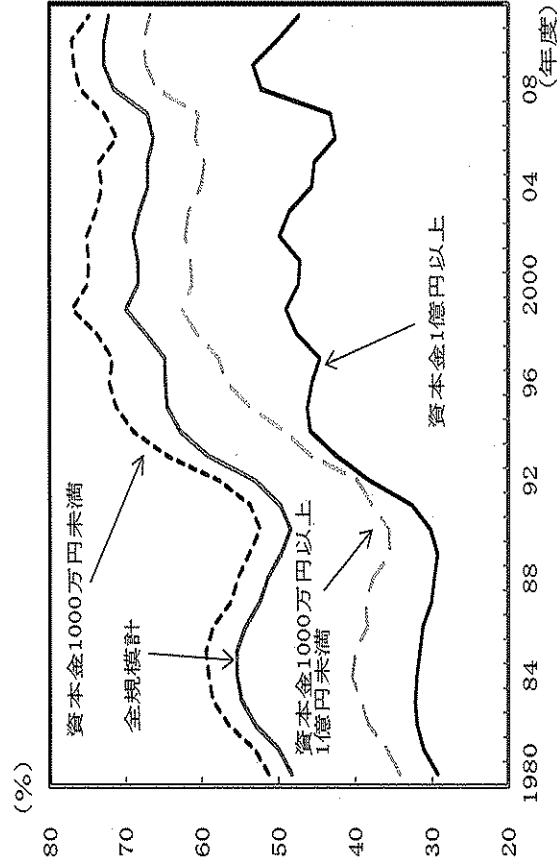
## 4. 日本の税収減少はデフレによる低成長が主因

95年以降、10%ポイント以上の税率を引下げ(49.98%⇒40.87%(99年)⇒39.54%(04年))たものの、法人税収は減少(21.0兆円⇒15.9兆円)。

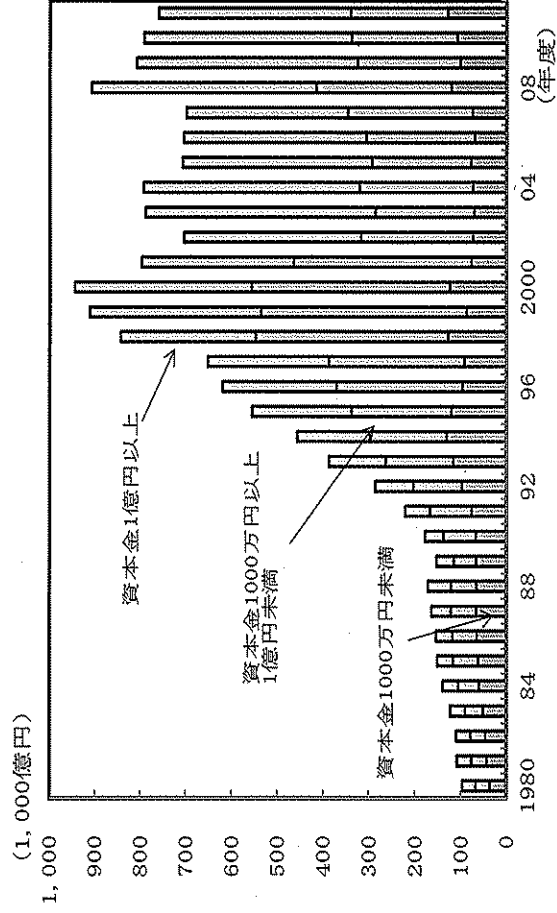
要因は、①デフレによる成長要因のマイナス、②繰越欠損金の増大等による欠損法人の増加(これもデフレによるところ大)により課税ベースが縮小したことによる。

(注)法人税課税対象法人のうち、日本の欠損法人割合72%(2011年度)、翌期繰り越し欠損金額76兆円。各国の欠損法人割合：米国54%(2009年)、英国50%(2010年度)、ドイツ34%(2007年)

欠損法人割合(1980～2011年度)



翌期繰越欠損金額(1980～2011年度)



(備考)

1. 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」により作成。2005年以前は1-2月決算ベース、2006年以後は3-4月決算ベースの値である。
2. 2011年分の値から、各資本階級が「以上、未満」に変更されているため、2011年分は、資本金1000万円の企業分のデータが「資本金1000万円以上1億円未満」のグループから「資本金1000万円未満」のグループへ移行している点に留意。



### 3. 法人実効税率に関する 関係団体等からの意見

## 法人課税に関する経済団体からの意見

### ○ 日本経済団体連合会「地方法人課税のあり方（平成25年5月10日）」

わが国の立地競争力を強化し、内外の企業による投資を促進し、国内における雇用を維持・拡大させるためには、わが国の法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの約25%まで引き下げることが不可欠である。経済活動の主体は国民と企業であり、雇用の主体は企業である。企業の成長なくして雇用の増加はなく、消費の拡大も実現しない。現在、政府においては、法人実効税率は、復興特別法人税が終了する平成27年度以降の検討課題に留まっているが、わが国の厳しい事業環境を踏まえれば、遅きに失すると言わざるを得ない。税制改正は国家の成長戦略を実現する手段である。「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指し、国・地方を通じた法人実効税率のさらなる引き下げに向け、早期に道筋をつけるべきである。

地方法人課税については、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、税目の整理・統合も含め、そのあり方を抜本的に改革し、負担軽減へとつなげていく必要がある。わが国は今や成熟社会を迎え、経済構造は大きく変化している。また、地方における税源の著しい偏在の状況が容易に変わることはない。したがって、自治体が自ら徴収する地方法人課税をもって地方財政の相当部分を賄うという現状は見直さなければならない。地方法人所得課税の国税化を図った上で、その配分において地方交付税、地方譲与税等もあわせた一般財源を保障する仕組みを構築すべきである。

## ○ 経済同友会「法人実効税率25%への引き下げの道（平成25年7月3日）」

こうした中、法人実効税率を国際標準レベルである25%に引き下げることは、まさに「成長戦略を強固にする税制」と呼ぶに相応しいと言えよう。

現在の高い法人実効税率を嫌気して、海外へ生産拠点等に移転している企業については、新興国の人件費上昇や過度の円高修正と相俟って、法人実効税率の引き下げを契機に、国内回帰の動きを加速させることは十分にあり得る。そして、これらの回帰を通じて、日本のモノづくりの基盤再建に寄与するとともに、そこで生み出された新たな雇用が、消費の拡大、企業セクターの収益増を通じて、更なる成長に繋がっていくことが期待される。

同様に、日本の立地競争力強化は海外企業による日本進出の加速にも繋がる。更に、法人実効税率の引き下げによるビジネスコストの低下は、国内で活動している企業の収益増加も後押しする。

法人実効税率の構成要素としては、国税である法人税と、地方税である法人住民税(法人税割)、法人事業税(所得割)、地方法人特別税に分けられる。最終的には、これらの地方税部分を他の税に代替させることで、法人実効税率の引き下げを図る。具体的には、その創設の経緯から地方法人特別税並びに法人事業税については地方消費税による代替を、法人住民税については個人住民税(所得割)及び固定資産税(土地)による代替が考えられる。

## ○ 日本商工会議所「平成26年度税制改正に関する意見（平成25年7月18日）」

### I. 成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置

#### 4. 立地競争力強化に向けた法人課税の軽減を

##### (1) 国際競争力強化のため、法人実効税率のアジア諸国並み(20%台前半)への引き下げを

グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げており、わが国の法人実効税率(約35.6%(復興法人特別税付加後約38%))は国際的に見て未だ高い水準にある。この状況が続けば、対日投資の減少はもとより、わが国企業の海外への生産拠点の移転が進み、空洞化がさらに加速する。結果的に、雇用が失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。わが国の立地競争力の強化を迅速に図るため、復興増税終了を待たずに、法人実効税率を早急に競争相手であるアジア諸国並み(20%台前半)へ引き下げる必要がある。法人課税の軽減は、新たな雇用や設備投資を通じて、企業活動を活性化させ、結果として国民生活の向上に資するものである。

### V. 地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革

#### 1. 法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を図るべき

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。地方法人二税は国に税源移譲し、法人課税は国際競争力強化の観点から、国として引き下げていくべきである。

地方法人二税の国税化や地方法人特別税の代替財源は、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、個人住民税や地方消費税等の地方税の中であり方を検討すべきである。

なお、地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税引き上げにあわせて撤廃すべきである。

平成26年度税財政等に関する提案 抜粋  
(平成25年10月 全国知事会)

4 成長戦略の展開による地方財政への影響

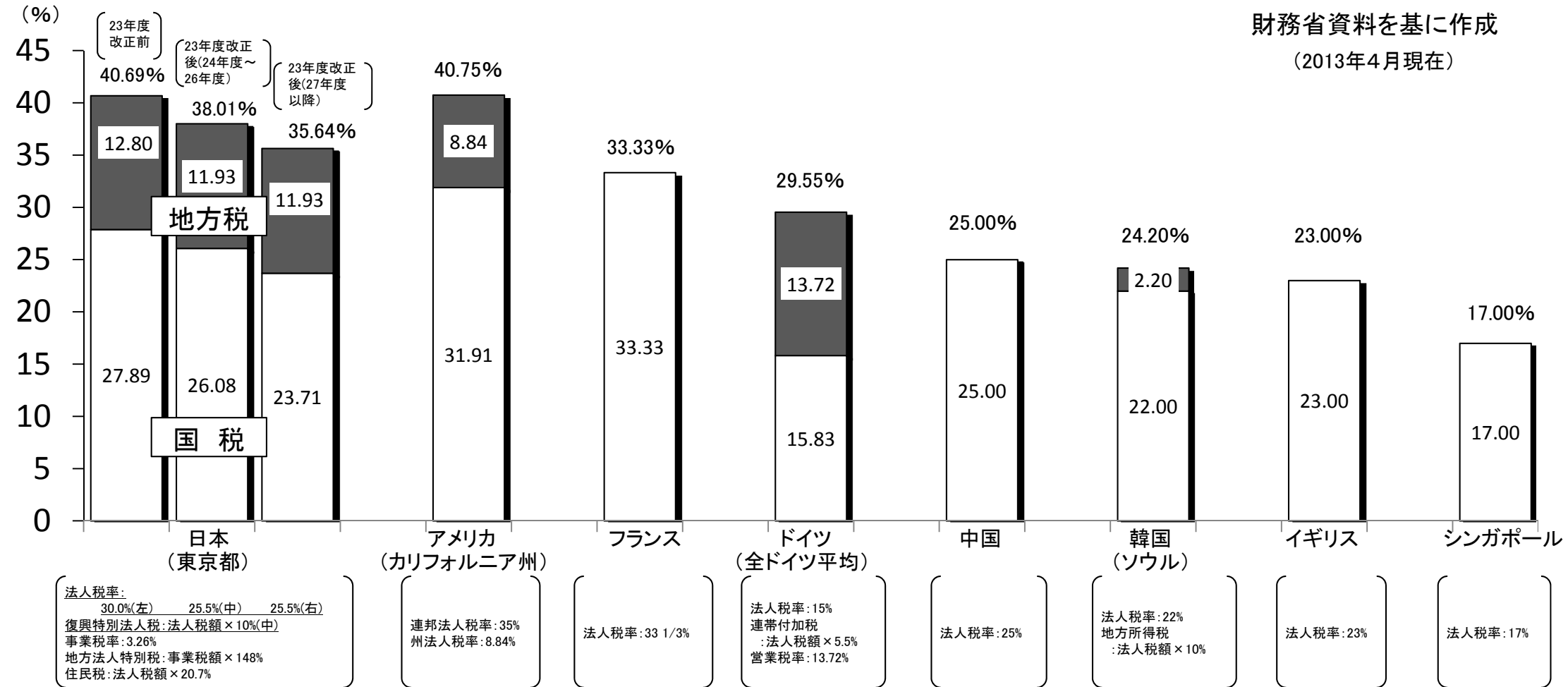
成長戦略に基づく設備投資減税等が政府・与党において取りまとめられ、また与党税制改正大綱(平成25年10月1日)においては、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始するとされているところであるが、地方法人課税の税率引下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念されるところである。

このため、成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

## 4. 地方法人課税等関係資料

# 法人所得課税の実効税率の国際比較

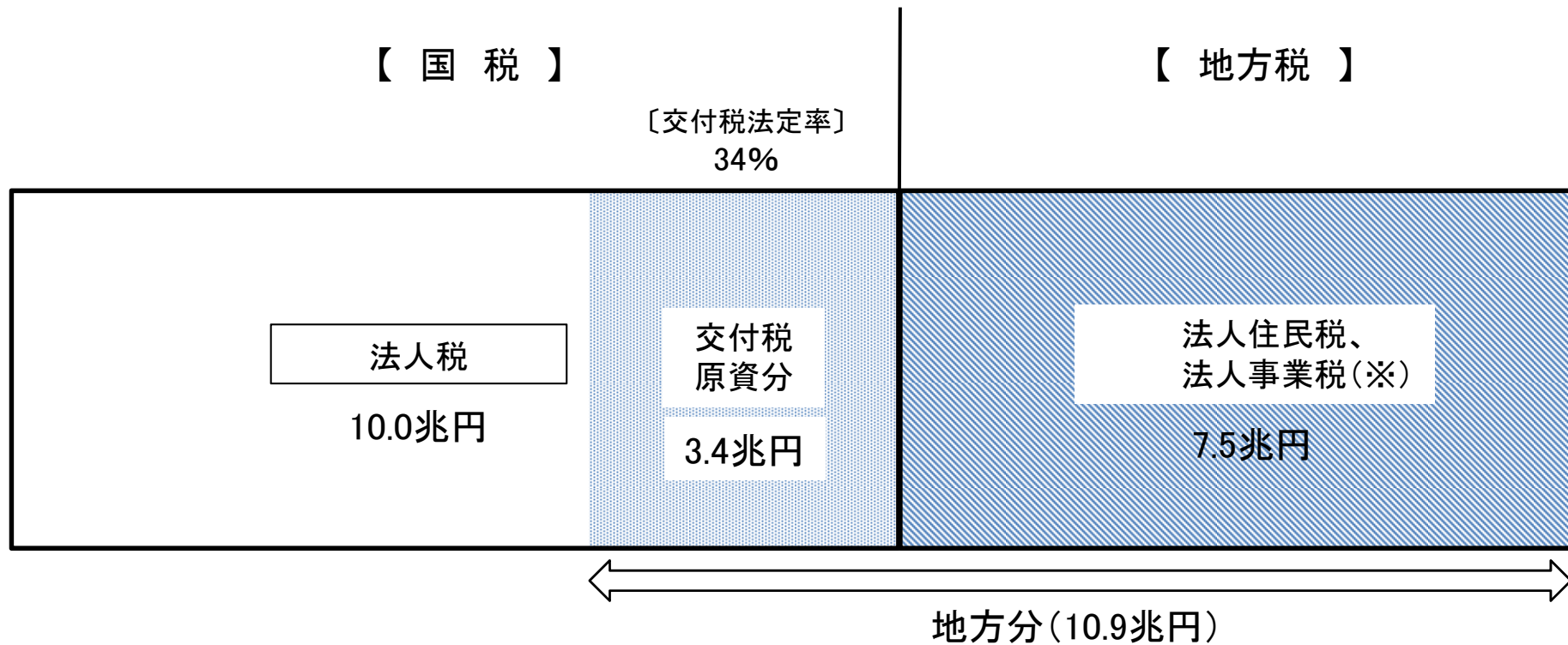
財務省資料を基に作成  
(2013年4月現在)



- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
3. 日本の改正後の実効税率は、平成24年4月1日以後開始する事業年度のものである。なお、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
4. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
5. イギリスの法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げられる予定。
6. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税(法人税額の5%)を2012年より導入している(2年間の時限措置)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
7. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連邦付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率390%(2010年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
9. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか、資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

## 法人関係税収の国・地方間の配分(平成26年度予算ベース)

- 国・地方を通じた法人関係税収のうち、地方法人二税(法人住民税、法人事業税)に加え、法人税の地方交付税原資分を含めると、全体の約6割が地方分。
- 地方法人二税の税率を引き下げるとはもとより、法人税の税率を引き下げても地方財政に大きな影響を与えることに留意が必要。



※法人事業税には、地方法人特別税を含む。

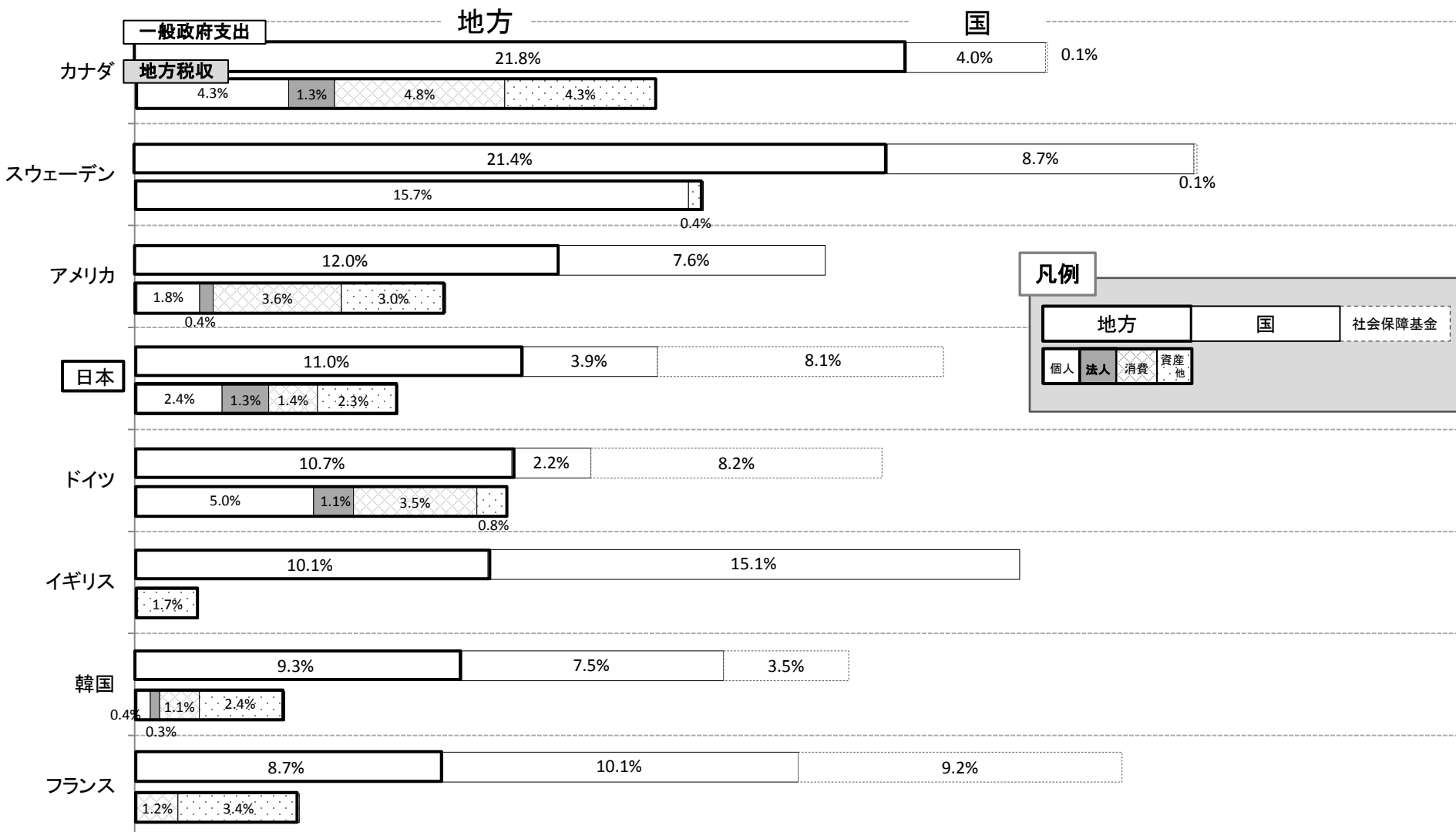


## 法人所得課税の実効税率(東京都ベース)

		現行		平成26年度改正(案)後	
		実効税率	表面税率	実効税率	表面税率
法人税		23.71%	25.5%	23.71%	25.5%
	うち国分	15.65%	法人税額×66%	15.65%	法人税額×66%
	うち地方交付税分	8.06%	法人税額×34%	8.06%	法人税額×34%
地方法人税(仮称)				1.04%	4.4%
法人住民税		4.91%	法人税額×20.7%	3.86%	法人税額×16.3%
法人事業税		3.03%	3.26%	4.33%	4.66%
地方法人特別税		3.99%	事業税額×148%	2.69%	事業税額×67.4%
国税分		23.71%	△	24.75%	△
地方税分		11.93%			
地方交付税 分を考慮し た場合	国分	15.65%			
	地方分	19.99%			
法人実効税率 A+B		35.64%		35.64%	
(復興特別法人税を含めた) 法人実効税率		38.01%			

# 一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較（2010年）

- 一般政府支出のうち地方分のGDP比が高い国では、地方税収のGDP比も高い。
- 地方税収の多い国では、個人所得課税と法人所得課税が一定のウエイトを占めている。



(注) 1 OECD統計による2010年の数値である。ただし、統計上日本は年度の数値であり、日本以外は暦年の数値である。  
 2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。  
 3 一般政府支出は「最終消費支出 (final consumption expenditure)」と「公的資本形成 (gross capital formation)」の合計である。

# 国・地方の財政規模(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較

未定稿

地方の財政規模(GDP比)が大きい国では、わが国と同水準以上の地方法人所得課税が行われている例が多い。

(単位:%)

		日本	アメリカ	フランス	英国	ドイツ	韓国	カナダ
財政規模 (GDP比) 2011年	国	4.0	7.5	9.7	14.6	2.3	7.5	4.0
	地方 (州を含む)	11.1	12.1	8.7	9.6	10.6	9.3	21.8
実効税率 2013年	国	26.2	32.8	34.4	23.0	15.8	22.0	15.0
	地方 (州を含む)	10.8	6.3	—	—	14.4	2.2	11.3

(出典)

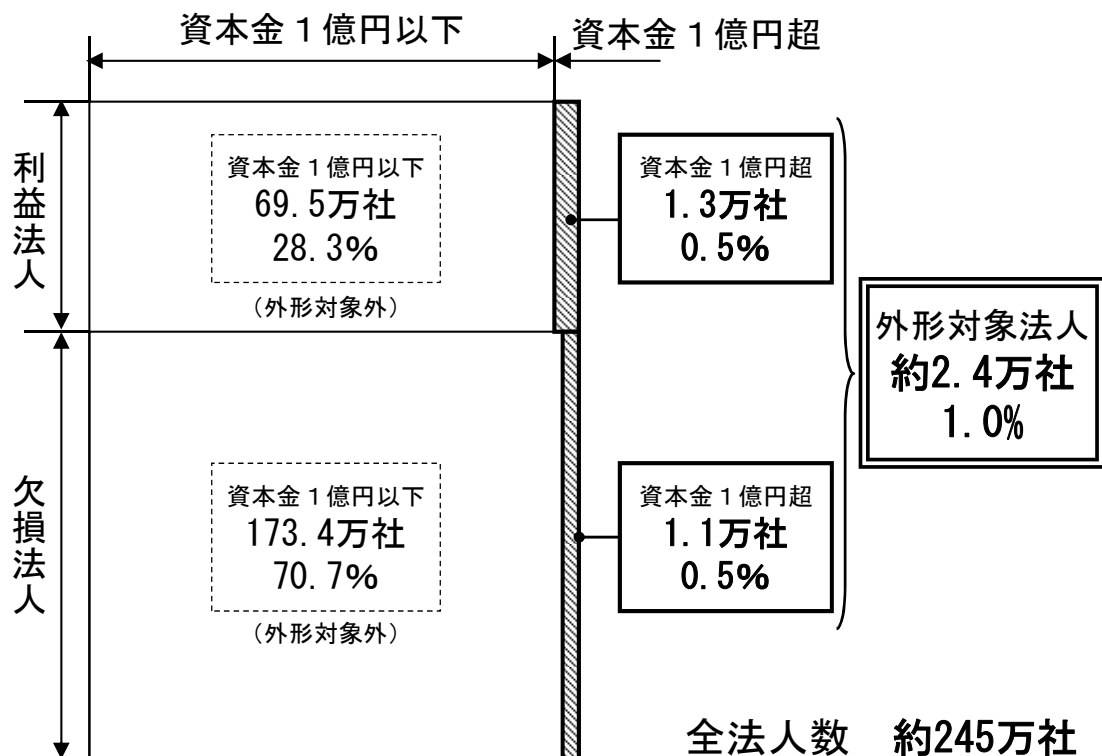
- ・財政規模: 国民経済計算確報及びOECDデータ(National Accounts)に基づき作成、
- ・実効税率: OECD Tax Database C. Corporate and capital income taxes Basic (non-targeted) corporate income tax rates

(注) 1. 財政規模割合の基となる数値は、2011年(度)の各国の中央政府及び地方政府の最終消費支出及び公的資本形成の合計値。

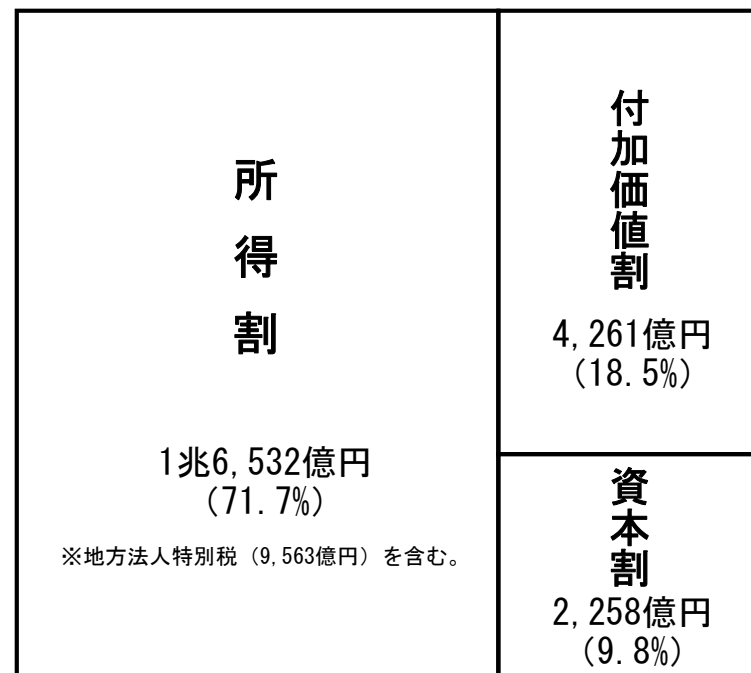
2. 実効税率はいずれも標準税率により、付加税を含め、また所得控除の対象となる地方税を考慮し算出。
3. 累進課税制度を採用する国にあつては、最高税率により実効税率を算出。
4. 日本の国の実効税率は、法人税25.5%に復興特別法人税の税率10%分を加えて算出。
5. 米国の地方の実効税率は、各州の法人所得課税の最高税率の加重平均したもの。

# 外形標準課税の実績（平成24年度）

## 対象法人数



## 税額

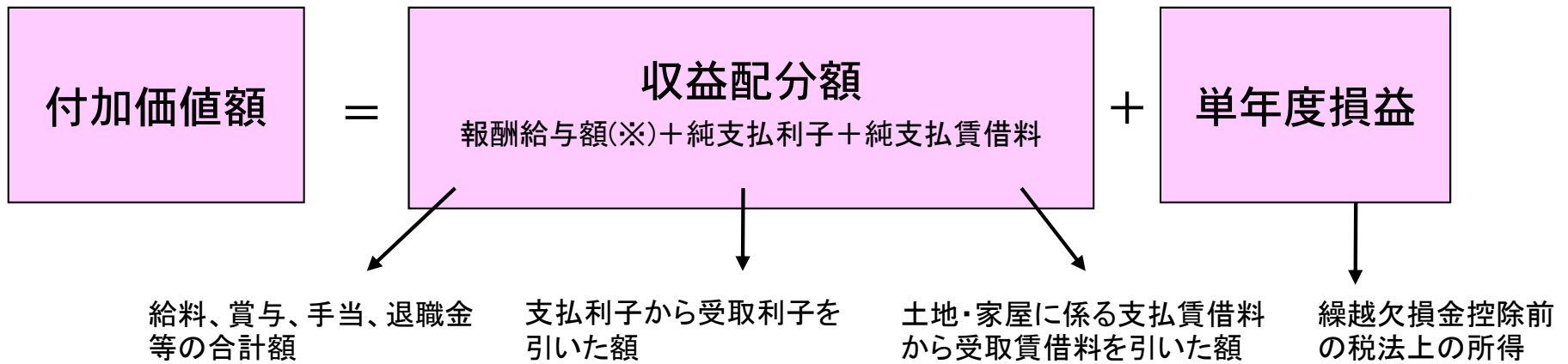


所得基準：外形基準  
71.7%：28.3%

- (注) 1 法人数は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人(2,220社)は含まれていない。
- 2 税額は、平成24年度の外形標準課税対象法人(24,194社)の調定額を集計した値であり、超過課税分を含む。また所得割は地方法人特別税(9,563億円)を含む。
- 3 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

# 付加価値割の仕組み

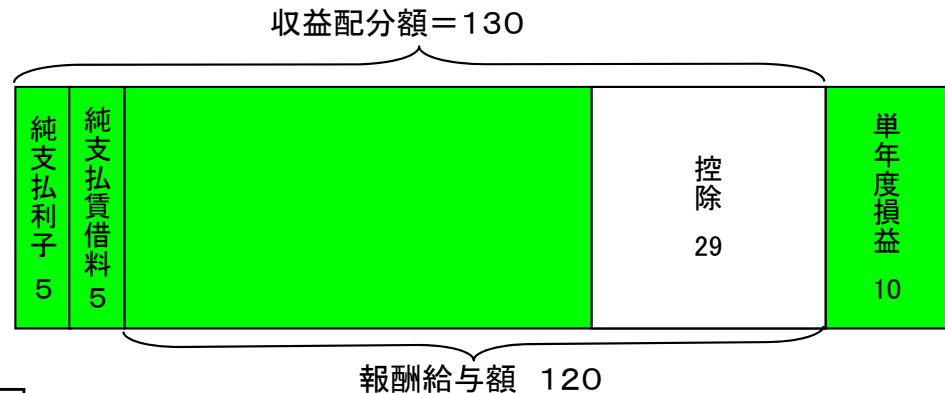
$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$



単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(参考) 課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

※報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。

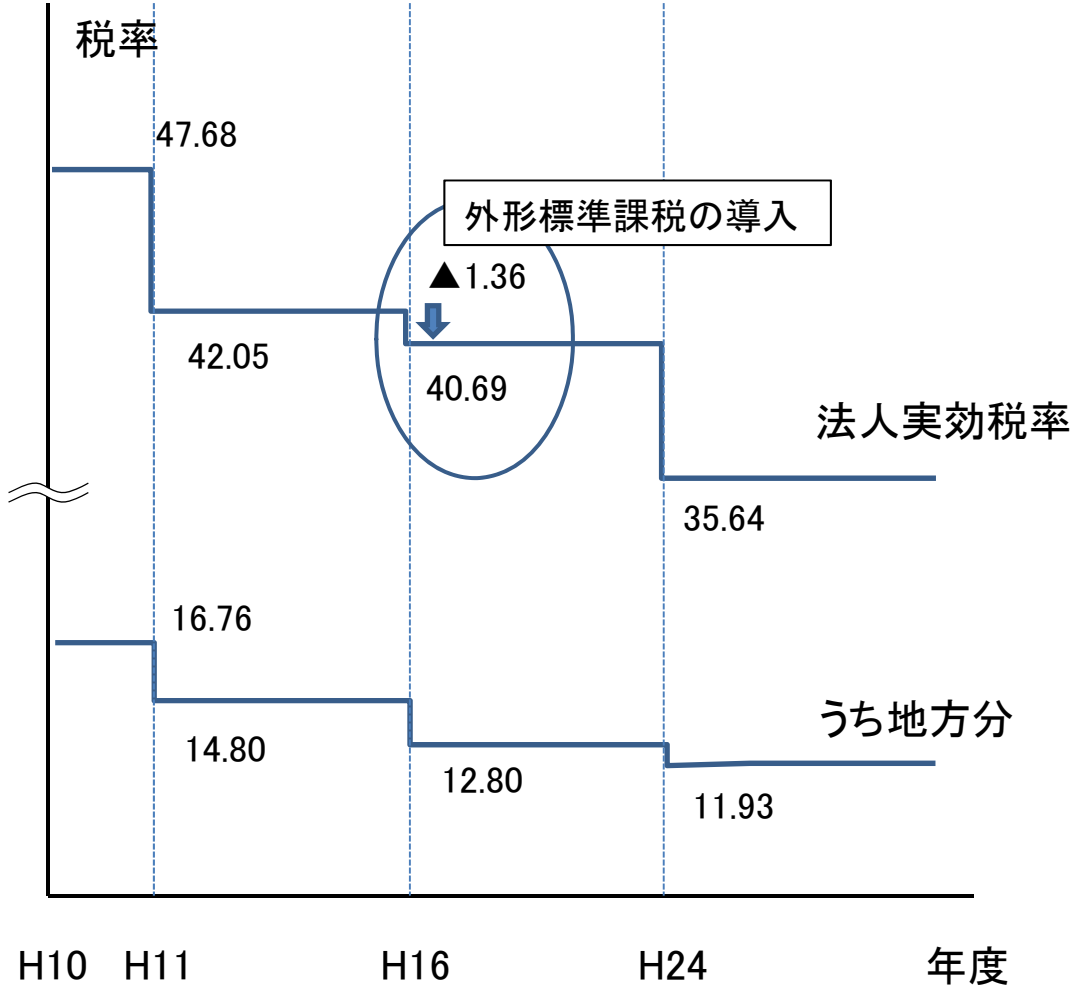
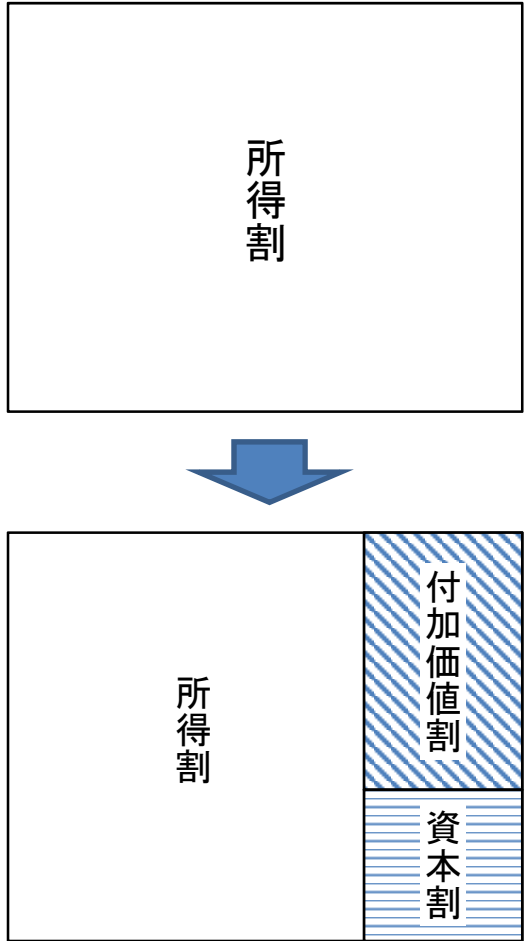


$$\text{付加価値額} = 111$$

$$= \text{収益配分額}(130) + \text{単年度損益}(10) - \text{雇用安定控除額}(29)$$

# 外形標準課税導入による法人実効税率の影響

資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4を外形標準課税に移行することにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.36%低下



- 法人もその事業活動において、地方団体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべきである。
  
- 現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減にとどまるような地方法人課税の見直しを行う余地はない。与党の税制改正大綱においても、「法人課税については、企業の国際競争力や立地競争力の強化のため、国・地方を合わせた表面税率である法人実効税率を引き下げるべきとの意見がある」が、「わが国が直面する産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実に繋がっていくのか、その政策効果を検証する必要がある。表面税率を引き下げる場合には、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。」ことを留意事項として挙げている。